

令和5年度グリーン購入法に係る 特定調達品目の検討方針等（案）

1. 令和5年度における検討方針・課題等（案）
2. 特定調達品目検討スケジュール（案）

令和5年7月13日

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

① 印刷用紙に係る判断の基準等の検討

➔ 印刷用紙専門委員会の設置及び検討

□ 学識経験者及びステークホルダー等の参画する専門委員会を設置し、令和4年度の緊急的措置による判断の基準等の内容について検討

- 紙の生産、古紙の需給の現況・推移・見込等の把握・分析
- 印刷用紙の総合評価指標の考え方（原料の配合率、指標項目の評価基準等）
- 印刷用紙に係る環境負荷低減に向けた検討、判断の基準等の見直し検討

□ 専門委員会の開催スケジュール及び議題等（第2回検討会までに4回程度開催予定）

第1回専門委員会（6月27日）

検討事項・課題等①

第2回専門委員会（8月10日）

検討事項・課題等②

第3回専門委員会（9月下旬）

環境負荷低減の考え方、とりまとめ素案

第4回専門委員会（10月中旬）

とりまとめ、判断の基準等の改定案

印刷用紙専門委員会において検討開始（検討状況は資料4参照）

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

② プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品に係る検討

- ➔ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第10条第1項において、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第6条第1項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならないと定めている。
- ➔ 今後順次、特に優れたプラスチック使用製品が設計認定されることから、グリーン購入法上の特定調達品目ごとの判断の基準等に照らし、認定プラスチック使用製品の調達における配慮のあり方について検討する必要がある。

「プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」を設置し、今後の製品分野ごとの認定基準の策定状況を踏まえて、令和5年度に2回程度開催予定。

【検討事項】

- ① 認定プラスチック使用製品に関連する特定調達品目における判断の基準等の検討
- ② 来年度以降の専門委員会の進め方

【事務局】

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課、
環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、デロイトトーマツコンサルティング合同会社

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）（抄）

（認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等）

第十条 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）（抄）

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向
(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

【前略】

国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

③ カーボンフットプリント等に係る取組の促進

➔ 判断の基準又は配慮事項としての設定

- 令和4年度に引き続き、カーボンフットプリントを算定した製品等について対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
 - 令和5年度定期見直し品目をはじめ、カーボンフットプリントを算定した製品等又はカーボンオフセットされた製品等が存在する品目への拡大
- 対象品目の拡大に向けた検討
 - 業界団体・関係省庁等への依頼、提案募集を含めた情報収集等
 - 今後カーボンフットプリントを算定した製品等やカーボン・オフセットされた製品等の上市を促す観点から、グリーン購入法における要件の整理等
 - CFPガイドラインに則した算定等がなされた製品に対するインセンティブを高めるための検討（優先調達の実現の考え方等の整理等）

➔ CFPガイドラインの策定を踏まえた対応

- サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減の促進に向け、令和5年3月に公表された「カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン」を踏まえた対応の検討
 - カーボンフットプリントの算定及び検証等の判断の基準等への反映方法の検討等

➔ GX基本方針に掲げられたグリーン製品の新たな需要創出への対応

- グリーン製品の市場拡大、イノベーション促進のための需要創出
 - CFP、環境ラベルの活用等の更なる推進、製品・技術の革新性や調達実現に対するインセンティブ付与などの需要拡大に向けた方策の検討

現行の判断の基準等においてCFP又はカーボン・オフセットの設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント	カーボン・オフセット
文具類	配慮事項	—
オフィス家具等	配慮事項	配慮事項
コピー機等3品目	2段階の「基準値1」 (経過措置あり)	配慮事項
テレビジョン受信機	配慮事項	—
電気便座	配慮事項	—
LED照明器具	配慮事項	配慮事項
電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項
消火器	配慮事項	—
タイルカーペット	2段階の「基準値1」	配慮事項
ニードルパンチカーペット、 タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項

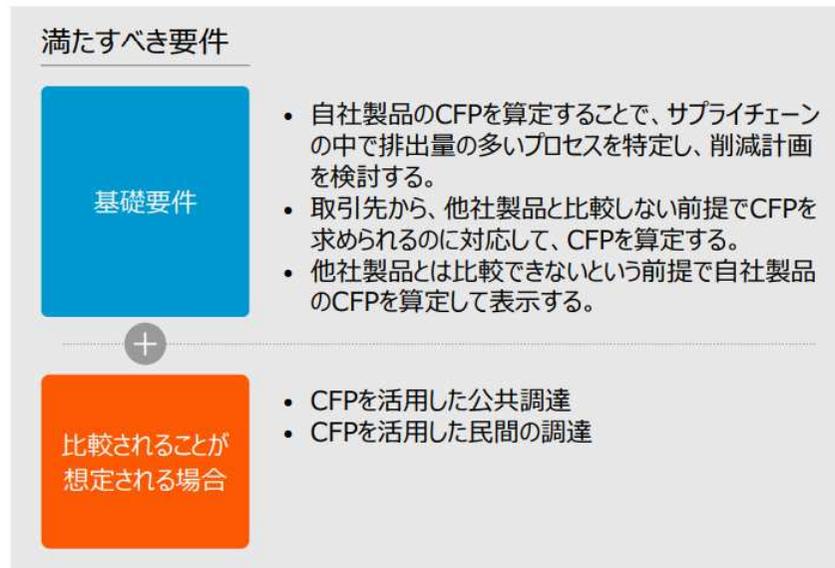
カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン（令和5年3月）

製品単位の温室効果ガス排出量算定を行う事業者等を対象に、**CFP算定の取組指針を示し、算定の取組を促すことを目指す**もの。ISO 14067:2018等の国際的な基準に整合しつつ、用途に応じたCFP算定に取り組む上で必要な対応や考え方、実施方法を解説。既存の基準では明確にされていない部分の取組方針についても示している。

カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)について

- 本ガイドラインは、全ての算定者に求められる「**基礎要件**」と、「**比較されることが想定される場合**」（公共調達など、CFPを基にした他社製品との比較が想定される場合）の**追加的要件**を整理。
- 「**基礎要件**」については、他社製品との比較を前提としない場合には、**これに則ればISO等の国際基準に整合した算定等が行える**よう、国際基準の解釈を示すとともに、国際基準では明記されていない部分についての取組方針を示す。
- 「**比較されることが想定される場合**」については、**基礎要件に追加して満たすべき要件**を示すとともに、この場合に必要となる「**製品別算定ルール**」に盛り込むべき事項を明示する。

CFP算定で満たすべき要件と、想定されるシーンの関係の例



CFPガイドラインの意義

- 他社製品との比較を前提としない場合、**本ガイドラインの「基礎要件」に則れば、国際基準に整合した算定等が可能**となる。また、本ガイドラインが標準となることで、**異なる取引先から異なる方法に基づく算定を求められる**といった問題が一定程度解消されることが期待される。
- 公共調達等において、CFPを活用して**異なる企業の製品比較を行う際に必要となる「製品別算定ルール」に盛り込むべき事項を本ガイドラインに明記**することで、**業界団体等における「製品別算定ルール」の策定が促進**され、**公共調達等にも活用**されることが期待される。
- **優先的に1次データを用いるべき場合を本ガイドラインに明示**することで、**1次データの活用促進**、ひいては**サプライチェーン全体での排出削減が促進**されることが期待される。

※ 本年度経済産業省において**CFPガイドラインに整合的な製品別算定ルールの策定支援事業**を実施予定

1.2 より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応

① 温室効果ガス排出削減に寄与する品目の拡充

- ➔ 温室効果ガスの大幅削減につながる品目、カーボンニュートラルを見据えた品目に係る検討
 - 再生可能エネルギー等の導入拡大に貢献する品目の検討
 - 蓄電池（定置型蓄電池システム）、充電設備等の再エネ・電動化インフラ等
 - 実用段階にある脱炭素製品等の率先調達に向けた検討
- ➔ 2段階の判断の基準の設定に係る検討
 - 令和5年度の見直し品目及び継続検討品目を中心に、温室効果ガス排出削減効果を踏まえ2段階の判断の基準を設定する品目を選定
 - 例えば電気・電子機器、給湯器等のエネルギー使用品目

② モノの調達からサービスの調達へ

- ➔ 物品の役務（サービス）への移行（物品との併用）
 - 役務（サービス）として調達する品目等の整理・検討
 - メンテナンスを含むリース、レンタル契約の割合が高い品目、シェアリングが可能な品目、リペアサービス等について調達が少ない場合にあって可能性を含め検討
- ➔ 情報化の進展に伴うサービス等
 - ICT関連のサービスに係る品目の調査、検討（サーバやDB等の外部委託等）
 - 今後大幅な拡大が見込まれるデータセンタやクラウドサービスの導入状況
 - サービスの選択に当たっての省エネルギー・環境負荷低減の考え方等

1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

① グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応（地方公共団体）

- グリーン購入導入キットの試行、導入キット普及促進・継続的活動の推進等
 - グリーン購入未実施の地方公共団体向けの「導入キット」のトライアル等
 - ホームページ等における公表、都道府県・市町村への紹介及び協力依頼、全国説明会の活用等
- 国等の調達に限らない対象品目・基準等の可能性の検討、情報提供等
 - 地方公共団体の要望の聴取（役務の検討に係る調査も併せて実施）、地域の特性に応じた品目等の採用に向けた検討
 - 国等以外の主体による調達の多い品目を追加する等の方策の検討
 - 地方公共団体において地産地消を推し進めるための品目・基準等の設定、優良事例・ベストプラクティスに係る情報提供等

「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」の再検討も視野

② グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応（環境ラベルの活用）

- 環境物品等の選択容易性の向上
 - 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記（令和2年度において3品目、令和3年度において88品目、令和4年度において15品目）
 - 令和5年度においてはプロジェクタ、シュレッダーの見直しを予定。他の品目に係る環境ラベルの活用についても引き続き検討

- 平成30年度のプレミアム基準専門委員会において「グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討」の結果として、以下の環境政策における**3つの課題**と解決に向けた**2つの論点**を提示

環境政策における3つの課題

1. SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた対応

- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組への寄与

2. パリ協定を踏まえた気候変動対策に向けた対応

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度中期削減目標の達成を見据えた気候変動対策・脱炭素社会の構築に向けた取組への寄与

3. 循環型社会の形成に向けた対応

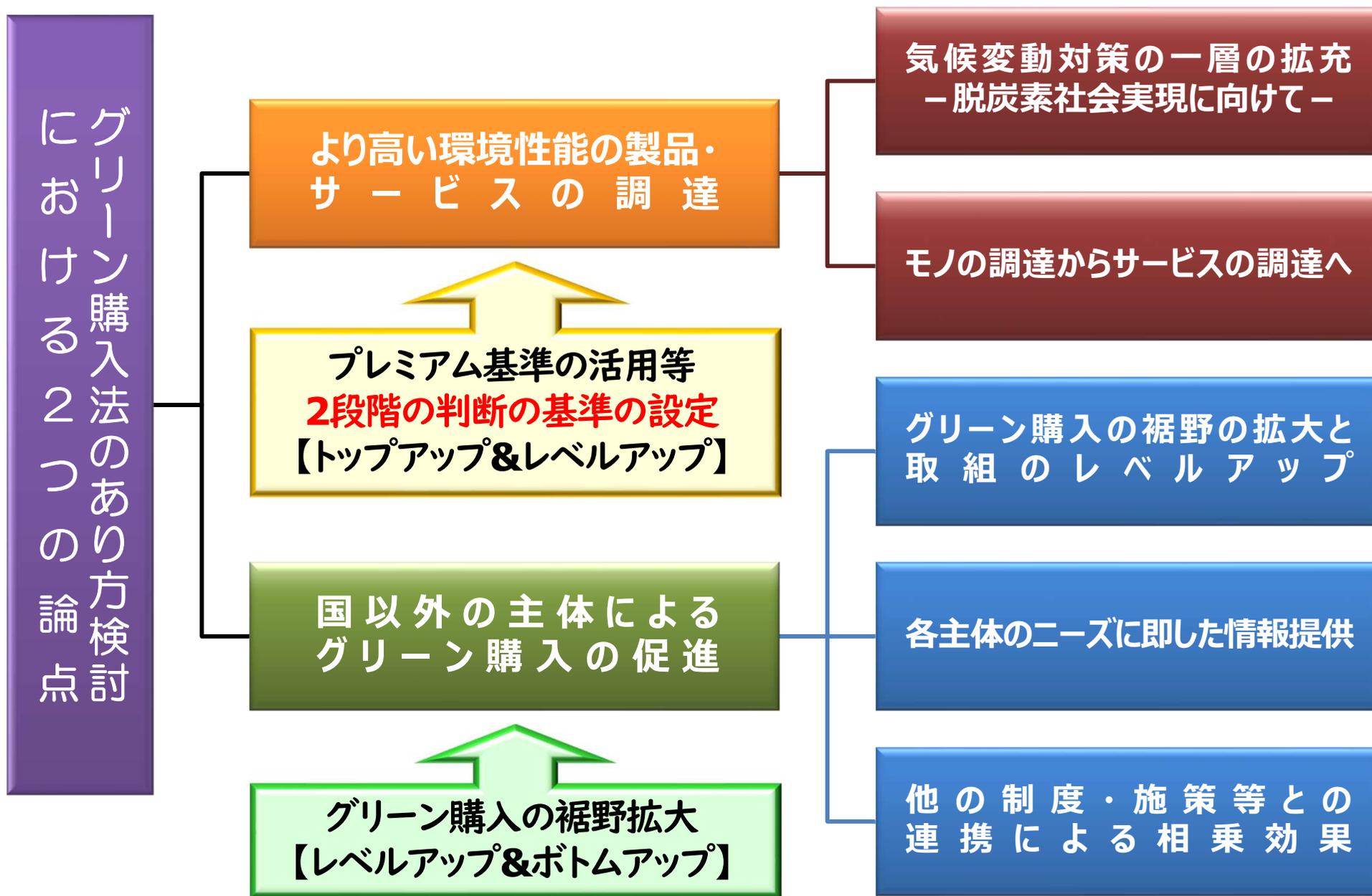
- 資源生産性の向上、天然資源の持続可能な管理及び効率的利用を通じた循環型社会の形成に向けた取組への寄与

課題解決に向けた2つの論点

1. より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点

2. 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

あり方検討における2つの論点に関する対応について



- 特定調達品目は、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的とする旨が基本方針に記載されているところ
- 例えば、特定調達品目の選定に当たっての考慮事項については、「より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点」及び「国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点」への対応と関連

特定調達品目検討に当たっての基本的考え方（抜粋）

参考資料 2 参照

1. 「基本方針」に定める基本的考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方に基づき実施する。検討に当たっての主要な観点は以下のとおりとする。

- ① 物品等の品質等の一般的事項を満足していること（略）
- ② 環境負荷低減効果が確認できること（略）

なお、特定調達品目は、国、独立行政法人及び特殊法人が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案については検討の対象外となる。

- ・ **国及び独立行政法人等による調達がない、又は、極めて少ないもの**
- ・ 国等の機関においてある程度調達のあるものが対象となり得る。特定の機関において多くの調達があるようなものについては、その機関の調達方針において対象品目とすることを検討
- ・ 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

【以下略】

2. 特定調達品目検討スケジュール（案）

- 提案募集 **4月28日～5月29日**
- 印刷用紙専門委員会（第1回） **6月27日**
- ◆ 特定調達品目検討会（第1回） **7月13日**
- 提案者等へのヒアリング、業界団体等との調整等 **6月上旬～9月下旬**
- 印刷用紙専門委員会（第2回～第4回） **8月～10月**
- ◆ 特定調達品目検討会（第2回） **10月中下旬**
- 各省事前協議 **10月中旬～10月下旬**
- パブリックコメント **11月上旬～12月上旬**
- ◆ 特定調達品目検討会（第3回） **12月中下旬**
- 各省協議 **12月中旬～**
- 基本方針閣議決定 **2月上旬**
- 基本方針説明会（5箇所6回※予定） **2月中旬～3月中旬**

※ 東京都（2回）、北海道、愛知県、大阪府及び福岡県（各1回）+Web